

コロナの影響により高知県社会福祉協議会の生活福祉資金コロナ緊急小口資金を利用される皆さまへ
～コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金給付金のお知らせ～

「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」より給付金を支給します。

「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」について
新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている町民をチーム佐川で支えあうために佐川町社会福祉協議会に設置されたものです。町民の善意の寄付と佐川町からの拠出金で運営されます。

◎給付金を申請いただける世帯と給付額(概要)

【対象】高知県社協生活福祉資金コロナ緊急小口資金の申請後、貸付決定した世帯

世帯につき3万円

「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」の事業者向けの給付を利用する場合や10万円未満の貸付のなど対象外になる場合もありますので、ご確認をお願いします。

◎給付金の申請方法

1. 給付金申請書は、佐川町社会福祉協議会窓口経由でコロナ緊急小口資金をご利用の方は郵送します。それ以外の方は佐川町社会福祉協議会まで直接取りに来られるか、ご連絡いただくと郵送いたします。
2. 申請される方は、申請書と必要書類を記入の相談窓口へ郵送、又は持参してください。
3. 申請の受付期間は、9月30日までです。(土・日を除く)
4. 審査の結果、要件が確認でき次第、給付金を振り込みます。(口座の入金をご確認ください)

◎申請に必要な書類 ※申請内容を確認できる書類がない場合は給付できません。

A 佐川町社会福祉協議会でコロナ緊急小口資金を申込されている場合

1. 申請書(裏面の規程をご確認いただき誓約及び同意のうえお申込みをお願いします。)

B 上記以外の窓口でコロナ緊急小口資金を申込された方の場合

1. 申請書(裏面の規程をご確認いただき誓約及び同意のうえお申込みをお願いします。)
2. 住民票(世帯全員が記載されたもの)
3. 預金通帳の写し(金融機関名、口座番号、口座名義(カナ)、コロナ緊急小口資金の入金がわかるページ)
4. 身分証明証として下記のいずれかの本人確認書類(個人)
①運転免許証(両面) ②個人番号カード(マイナンバーカード) ③パスポート ④健康保険証

◎申請書送付先と相談窓口

〒789-1202 佐川町乙2310 佐川町社会福祉協議会「コロナ世帯給付金相談窓口」
電話番号:0889-22-1510 (コロナ基金世帯給付担当)